

老人保健で医療を受けている皆さんへ

本庁医療保険課医療係
 ☎52-11111 内線164・165

限度額適用・標準負担額減額 認定証の更新時期です

高齢者の皆さんには医療機関で受診される際、所得の状況に応じて、かかった医療費の1割または3割の一部負担をお願いしています。

1割負担で、住民税非課税世帯の老人医療受給対象者は、医療費の減額認定申請をして認定されると、医療費（自己負担限度額と入院時の食事自己負担額）が減額になります。該当者はお早めに申請してください。

70歳以上の住民税課税者のいる世帯でも、その方の前年の総所得金額が125万円以下なら、それ以外の受給者が該当します。

申請した月の初日から認定になり、有効期間は毎年8月1日から翌年の7月31日の1年間です。有効期間を過ぎると使用できませんのでご注意ください。

有効期限が平成20年3月31日と記載されます

平成20年4月から老人保健制度が後期高齢者医療制度にかわるため、今年度発行に限り減額認定証の有効期限が平成20年3月31日と記載されます。残りの期限の減額認定書は来年3月末に発行される後期高齢者医療被保険者証（高齢者保険証）と一緒に送付します。

■ 老人保健による自己負担限度額と標準負担額（入院時の食事自己負担額）

区分	要件	負担割合	高額自己負担額		標準負担額 (1食あたり)
			外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯合算)	
3割	70歳以上で課税所得が213万円以上の人がある世帯の受給者 ただし、70歳以上の人の収入の合計が2人以上の場合621万円未満は3割一般へ、520万円未満は1割へ。1人の場合484万円未満は3割一般へ、383万円未満は1割へ(要申請)	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 0.01 *ただし、過去1年間に高額医療費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円	260円
3割一般	70歳以上で課税所得が145万円以上213万円未満の人がある世帯の受給者 ただし、70歳以上の人の収入の合計が2人以上の場合520万円未満は1割へ。1人の場合383万円未満は1割へ(要申請)		12,000円	44,400円	
1割	3割、3割一般、低所得に該当しない受給者	1割			
低所得Ⅱ・経過措置対象者	同一世帯内で住民税課税者がいても、その人の前年の合計所得が125万円以下の場合、他の住民税非課税の受給者	1割		24,600円	90日まで210円 91日目から160円
低所得Ⅱ	同一世帯内の世帯員全員が住民税非課税の受給者	1割	8,000円		
低所得Ⅰ	同一世帯内の世帯員全員が住民税非課税で、各所得が必要経費控除(年金の場合控除額80万円)を差し引いたとき0円をなる受給者	1割		15,000円	100円

みんなキラリ

…シリーズ⑧男女共同参画

茶番じゃないわ

暮らしの中で男女共同 ～職場編～

「お茶くみ=女の仕事」という固定観念がどうしてもあるようです。男性同様に責任ある仕事をこなしながらも、お茶くみは必ず女性では不平等感がつきまといまいます。自分のお茶は自分で入れる。手の空いた人が気軽に入れる。そんな職場の雰囲気をつくっていききたいものです。

